

## 2023（令和5）～2027（令和9）年度の収支見通しの前提について （一定の前提に基づく機械的試算）

### 1. 5年収支見通しの主な前提

- ① 試算は、2022（令和4）年度及び2023（令和5）年度の見込みについては、直近の協会けんぽの実績等を踏まえて作成し、2024（令和6）年度以降については、以下で示す前提を用いて複数のパターンを作成する。
- ② 2022年度と2024（令和6）年度に実施予定の被用者保険の適用拡大<sup>1)</sup>の影響を試算に織り込む。  
注： 1) 短時間労働者について、2022年10月に100人超規模の企業、2024年10月に50人超規模の企業まで被用者保険を適用することになった。また、短時間労働の公務員に適用される医療保険は2022年10月に協会けんぽから公務員共済に変更されることとなった。
- ③ 健康保険法等の改正<sup>2)</sup>による後期高齢者支援金の減少等を試算に織り込む。  
注： 2) 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律

#### （1）被保険者数等の見通し

2024年度以降については、「日本の将来推計人口」（平成29年4月国立社会保障・人口問題研究所）の出生中位（死亡中位）を基礎として、年齢階級毎の人口に占める協会けんぽの被保険者数等の割合を一定とする。

(2) 総報酬額の見通し

2024 年度以降の賃金上昇率については、以下の3通りの前提をおく。

表 1. 賃金上昇率の前提 (2024 年度以降)

パターン A	0.8%で一定 <sup>3)</sup>
パターン B	0.4%で一定 <sup>4)</sup>
パターン C	0.0%で一定

注： 3) 平均標準報酬月額増減率の 2015 (平成 27) 年度～2019 (令和元) 年度の 5 年平均 (2016 (平成 28) 年 4 月の標準報酬月額上限改定の影響を除く)。

4) 平均標準報酬月額増減率の 2012 (平成 24) 年度～2021 (令和 3) 年度の 10 年平均 (2016 年 4 月の標準報酬月額上限改定の影響を除く) を算出すると 0.6%となるが、パターン A との差が小さいため、パターン A とパターン C の中間となる 0.4%と置いた。

(参考) 平均標準報酬月額の推移

	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
平均標準報酬 月額 (円)	275,402	276,224	278,143	280,521	283,550	285,315	288,770	290,748	290,305	292,677
対前年度比	0.1%	0.3%	0.7%	0.9%	1.1% (0.6%)	0.6%	1.2%	0.7%	▲0.2%	0.8%

※ 2016 年度のカッコ内の数値は、標準報酬月額上限改定の影響 (+0.5%) を除いた場合のもの。

0.8% (上限改定の影響除く)

0.6% (上限改定の影響除く)

### (3) 保険給付費の見通し

- 医療給付費は、2024年度以降については、2016年度～2019年度（4年平均）の協会けんぽなどの次の年齢階級別医療費の伸び率の平均（実績）を使用する。ただし、2016年度の伸び率は高額薬剤の影響を除外して計算した伸び率を使用する。

表 2. 加入者一人当たり医療給付費の伸び率の前提（2024年度以降）

75歳未満	2.0%
75歳以上(後期高齢者支援金の推計に使用)	0.4%

(参考) 2020年度及び2021年度の加入者一人当たり医療費の伸び率

	2020年度	2021年度	2021年度 (対2019年度)
伸び率	▲2.8%	7.9%	4.9% (2.4%)

※ 2021年度（対2019年度）のカッコ内の数値は、1年あたりの伸び率に平均したもの。

- 現金給付は、給付の性格に応じ、被保険者数及び総報酬額の見通しを使用する。

## 2. 保険料率について

- 以下のケースについて試算を行う。
  - ① 現在の保険料率10%を据え置いたケース
  - ② 均衡保険料率
  - ③ 保険料率を引き下げた複数のケース